

栃木いちご生産工程確認徹底運動推進要領

制 定 令和元（2019）年5月27日 経技第 255号
一部改正 令和7（2025）年3月18日 経技第1403号

（目的）

第1条 この要領は、「いちご王国・栃木」の維持・発展と、安全・安心ないちご生産の体制構築を図ることを目的として、全いちご生産者による農薬等の適正使用を推進するために必要な事項を定めるものとする。

（取組）

第2条 本運動の取組を、「栃木いちご生産工程確認徹底運動外部検査シート（別紙1）。以下「外部検査シート」という。」とし、生産者は、「食品安全」、「環境保全」及び「農作業安全」の58項目全てに取り組むものとする。

（推進内容）

第3条 推進内容は、以下のとおりとする。

(1) 対象農産物

県内で生産した「いちご」を対象とする。

(2) 指導及び指導実施者

全いちご生産者に「外部検査シート」に基づく取組を指導する。指導実施者は、JAいちご部会生産者に対しては、各JAの担当者とし、市場等個別いちご出荷生産者に対しては、農業振興事務所経営普及部職員とする。

(3) 検査及び検査実施者

全いちご生産者の「外部検査シート」に基づく取組を第三者が検査する。検査実施者は、県が実施する研修の修了者又は同等の知識を有する者とし、検査実施者は、JAいちご部会生産者に対しては、JA栃木中央会職員、JA全農とちぎ職員又は農業振興事務所経営普及部職員、市場等個別いちご出荷生産者に対しては、農政部経営技術課技術指導班又は農業振興事務所経営普及部の職員とする。

(4) 支援

JA栃木中央会、JA全農とちぎ及び農業振興事務所、市町は、JAによる生産者への取組を支援する。市町は、農業振興事務所を支援する。

（指導）

第4条 第3条の(2)で規定する指導実施者は、いちご生産者に対して外部検査シートの全項目について指導するものとする。

指導実施者は、生産者への指導実施ごとに、その指導した内容について様式第1号の指導実施記録書に記録するなどにより、指導実績を管理するものとする。

（検査）

第5条 第3条の(3)で規定する検査実施者は、いちご生産者に対して、外部検査シートの全項目について、取組内容を検査するものとする。

また、検査実施者は、いちご生産者が指導を受けたことについて、指導実施者が作成した指導実施記録書（様式第1号）等で確認するものとする。

（検査の実施）

第6条 検査の実施時期は、いちごの収穫期以降を基本とする。

2 検査を実施する対象生産者は、次に掲げるとおりに選定する。

(1) 検査対象生産者の抽出

JAいちご部会生産者は、部会を構成する全生産者数の平方根以上（小数点切上げ）を満たす数を抽出する。また、市場等個別いちご出荷生産者は、県内全生産者の当該全生産者数の平方根以上（小数点切上げ）を満たす数を抽出する。

(2) 検査対象生産者の選定

検査実施者は、無作為に検査対象生産者を前項に規定した抽出により選定する。

また、その選定した検査対象生産者名と検査実施日時を、生産者又はJAいちご部会等に、検査実施日の7日前までに提示するものとする。

3 検査実施者は、外部検査シートの全項目について、生産者が作成した書類、調整保管施設等の現場の状況及び生産者からの聞き取り等により取組状況を検査するものとする。

また、検査実施者は、検査で明らかになった不適合内容について様式第2号の検査実施報告書を作成し、生産者に提示し、是正を促すものとする。

（是正等の対応）

第7条 指導実施者は、検査で明らかになった取組規範に満たない項目のうち、特に事故に発展しうる逸脱した不適合内容について、原因究明を行うとともに検査対象生産者又はJAいちご部会等に対し適切な指導を行うものとする。

（報告）

第8条 JA及び農業振興事務所は、様式第3-1号により検査対象者を6月末までに、JA栃木中央会及び農業振興事務所又は、経営技術課宛て提出するものとする。

また、検査実施者は、検査実施報告書（様式第2号）を作成し、生産者（JAいちご部会）に提示し、様式第3-2号により検査実施結果を10月末までに経営技術課に提出するものとする。

（県域推進体制）

第9条 別紙2に規定する県域推進体制のメンバーは、必要に応じて県域推進会議を開催することができる。

(地域推進体制)

第10条 別紙2に規定する地域推進体制のメンバーは、必要に応じて地域推進会議を開催することができる。

(書類等の保管)

第11条 検査内容等、必要な書類については、検査後から1年が過ぎるまでの間は保管するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、令和元(2019)年5月27日から施行する。

附則 この要領は、令和7(2025)年3月18日から施行する。

(別紙1)

栃木いちご生産工程確認徹底運動 外部検査シート

【記入日】	年	月	日	【組織名】	【生産者名】
【年齢】	歳	【性別】	男 / 女	【農業経験】	年
【農業以外経験】	年				
【取扱い作物(面積)】	①	(a)	、	②
		(a)	、	③
		(a)		
【従業員数】	家族:	人	、	雇用:	人
【調査担当者名】					

No	項目	取組内容	必要書類	現地 検査	適合性 (適合・不適合・該当外)	コメント
農薬の取扱い						
1	ラベル	農薬の使用の都度、容器や包装のラベルに記載されている以下の表示内容を守って農薬を使用している。 ・適用作物 ・使用量 ・希釈倍数 ・使用時期 ・使用回数 ・使用上の注意等	農薬散布の記録			
2	登録農薬	・農薬の使用に際しては、農林水産省の登録を確認している。 ・非農耕地除草剤や、無登録農薬の疑いのある資材を使用していない。	農薬散布の記録			
3	散布液の調整	農薬の散布液を調整する際には、使用残が発生しないよう、必要な量だけを作成している。	農薬散布の記録			
4	散布の記録	農薬を使用したときは、以下の内容を記録している。 ・日付 ・場所 ・使用した農作物 ・農薬の商標名又は有効成分 ・使用量及び希釈倍数	農薬散布の記録			
5	土壌くん蒸剤	被覆を要する農薬を使用する際には、使用上の注意事項を守るとともに、被覆を完全に行うなどの揮散防止に努めている。	農薬散布の記録			
6	散布機の点検	動噴等の農薬散布器具を使用前に点検し、前回使用した農薬が残っていないことを確認している。		○		

No	項目	取組内容	必要書類	現地 検査	適合性 (適合・不適合・該当外)	コメント
7	散布機の洗浄	農薬散布後には、その都度散布機の以下の部分を重点的に洗浄している。 ・タンク内 ・ホース内 ・ノズル内		○		
8	防護服・保護具	農薬散布作業者は、ラベルの指示に従って、防護服や以下の保護具を着用している。 ・農薬用マスク ・ゴーグル ・ゴム手袋 ・ゴム靴等		○		
9	保管	農薬を鍵のかかった施設や保管庫に安全に保管し、責任者が鍵を管理している。		○		
10	毒劇物	毒物や劇物に該当する農薬を保管している場合、「医薬用外毒物」や「医薬用外劇物」の表示をしている。また、その他の農薬とは区別して保管している。		○		
11	容器の移しかえ	農薬を他の容器(ペットボトルや栄養ドリンクのビン等)に移しかえていない。		○		
12	液状農薬	(液状農薬流出時の備え) 液状の農薬を粉状や粒状の農薬の下の棚に置いている。		○		
13	開封した農薬	(開封した農薬の流出防止) 開封した農薬を保管する場合、ビンのフタや袋の開け口をきちんと閉めている。		○		
14	流出時の対応	農薬が保管場所で流出した場合、安全に処分できるように、砂、ほうき、ちりとり等を用意している。		○		
15	空容器	農薬の空容器については、地域協議会や農協の回収又は産業廃棄物処理業者等を利用して処分している。		○		
16	期限切れ	期限切れ農薬等については、その他の農薬と区別して保管した上で、地域協議会や農協の回収等を利用して処分している。		○		
肥料、堆肥の取扱い						
17	土壌診断	(地下水等の汚染防止) 土壌診断結果や県の施肥基準に基づいて肥料の種類と量を決めている。		○		
18	施肥の記録	施肥の都度以下の内容を記録している。 ・日付 ・場所 ・施肥した農作物 ・肥料の名称 ・面積 ・施肥量	施肥の記録			

No	項目	取組内容	必要書類	現地 検査	適合性 (適合・不適合・該当外)	コメント
19	堆肥等の施用	(土づくり) ・施肥基準等に基づき、堆肥の施用、稲わら等のすき込み又は緑肥の栽培をしている。 ・堆肥を施用するときには、施肥基準に基づき、堆肥の肥料成分を考慮して化学肥料を減肥している。	施肥の記録			
20	肥料の保管	直射日光、高温、雨、露及び霜の影響を受けない屋根等の覆いがあり、農薬等による汚染のない清潔な場所で肥料を保管している。		○		
21	堆肥の保管	(堆肥の肥料分や病原性微生物の流出等による地下水や農産物の汚染の防止) 家畜ふん堆肥を製造・保管する場所から、大雨時に堆肥や原料ふんが流出しないようにしている。		○		
燃料の取扱い						
22	容器・保管場所	燃料を保管する際には、燃料に適合した容器を使用し、保管場所には可燃物を置かないようにするとともに、消火器又は乾燥砂等を備えている。		○		
23	河川への流出	(燃料の河川等への流出時の対応) 流出時の連絡先(市町の環境部局)を目立つ場所に表示している。	「燃料の河川等への流出時の対応」掲示			
24	点検	燃料の貯蔵容器、供給タンクや配管等に、腐食による破損や故障がないか定期的に点検している。また、冬期間など一定期間のみ使用する場合は、使用開始前に必ず点検したり試運転を行っている。		○		
衛生						
25	手洗い	農産物に直接触れる作業者は、作業に入る前及びトイレの後など作業に戻る前に、必ず石けんで手を洗っている。	衛生のルールを掲示			
26	トイレ	ほ場や施設の周辺に、短時間で行くことができる清潔なトイレがあり、石けんと手を洗う水を常備している。		○		
27	異物の混入	出荷する農産物に、ゴミ、毛髪、たばこの吸殻、ガラスなどの異物が混入しないようにしている。	衛生のルールを掲示			
28	農産物取扱規則	農産物の取扱規則(農産物汚染や異物混入等を防止するルール)を、口頭や掲示等で、全ての作業者に周知徹底している。	衛生のルールを掲示			
29	危害要因の排除	農産物を選別・調製・保管・包装する場所には、農薬、肥料、堆肥、燃料、潤滑油、衛生害虫用殺虫剤、薬品等を置いていない。		○		

No	項目	取組内容	必要書類	現地 検査	適合性 (適合・不適合・該当外)	コメント
30	清掃	農産物を選別・調製・保管・包装する場所を定期的に清掃し、衛生的な状態に保っている。		○		
31	植物残さ	選別で取り除かれた植物残さやゴミを特定の場所にまとめ、その場所を清掃している。		○		
32	水質検査	収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水には、水道水を使用している。井戸水の場合は、水質検査を実施して飲用水の規準に適合していることを確認している。	農薬散布の記録			
33	疾病やケガ	(病原性微生物による果実・野菜の汚染の防止) 経口感染する疾病にかかっている人やケガをした人は、収穫や出荷調製など農産物に直接接触する作業をしていない。		○		
34	野生動物や虫	農産物を選別・調製・保管・包装する場所には、ペット、野生動物、野鳥、虫等が入れないようになっている。		○		
35	鳥獣被害対策	鳥獣による被害が想定される地域では、例えば以下のような取組を行っている。 ・不要な果実や収穫残さなどを放置していない。 ・侵入防止柵を設置している。		○		
36	ほ場や周辺からの汚染	ほ場や周辺に、農作物に悪影響を及ぼす可能性のある以下のような病原性微生物や有害な化学物質がないか確認している。 ・野積みの家畜ふん尿 ・雨ざらしの肥料 ・漏れた燃料 ・農薬空容器等		○		
37	収穫用コンテナ・器具	収穫用コンテナ(底のスポンジを含む)や収穫器具(はさみ、ナイフ等)を清潔に管理している。		○		
38	収穫用コンテナ	収穫用コンテナに、農産物以外のもの(弁当、道具、農薬、燃料等)を入れていない。		○		
39	包装資材等の保管	包装資材や包装容器を農薬、肥料、燃料、衛生害虫用殺虫剤、動物の排泄物等の汚染のない清潔な場所で保管している。		○		
40	養液栽培	(培養液の汚染防止) ・使用する水が微生物的及び化学的に汚染されていないか確認している。 ・培養液を定期的に取り替え、又は培養液を再利用する場合は、汚染を低減するための処理をしている。 ・資材や機器を衛生的に保管し取り扱っている。		○		

No	項目	取組内容	必要書類	現地 検査	適合性 (適合・不適合・該当外)	コメント
41	温度管理	(病原性微生物の増殖の防止) 必要に応じて、貯蔵・輸送時に適切な温度管理を実施している。		○		
環境の保全						
42	病虫害雑草の発生予防	病虫害・雑草の発生しにくい栽培環境づくりのため、例えば以下のような取組を実施している。 ・周辺の雑草防除 ・土壌消毒 ・防虫ネットや防草シートの使用 ・水田の取り置き苗や施設内の観賞用鉢花の処分等		○		
43	防除の判断	病虫害防除に際しては、以下のような取組で発生状況を把握し、防除の必要性を判断している。 ・ほ場の観察 ・トラップや粘着板による確認 ・病虫害発生予察情報の確認 ・農協や農業振興事務所からの情報等		○		
44	農薬以外の防除法	病虫害防除に際しては、化学農薬散布以外の以下の方法も実施している。 ・罹病株の抜取り処分 ・天敵や微生物農薬の使用 ・気門封鎖型農薬の散布 ・粘着シートの設置 ・非散布型農薬の使用など		○		
45	廃棄物	廃ビニール、廃プラスチック、廃油等を、地域の指導に従い、適切に処理している。		○		
46	植物残さの有効利用	病虫害のリスクがない場合、植物残さを、以下のように有効に活用している。 ・堆肥化 ・ほ場へのすき込み ・家畜の飼料 ・畜舎の敷料等		○		
47	エネルギーの節減	(不必要・非効率的なエネルギー消費の見直し) 燃料や電気等のエネルギー使用量を把握した上で、作業工程の見直しによる効率的な農機の運転や、必要以上の加温、冷房、乾燥、照明等の回避などを工夫している。		○		
作業者の安全						
48	事故防止	農場内の危険箇所や危険を伴う作業について、作業者に事前に説明したり、目立つ場所に注意書きを表示するなど、事故防止に努めている。		○		
49	危険作業の制限	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等危険を伴う作業に、以下に掲げる者は従事していない。 ・酒気を帯びている者 ・病気、負傷、過労により正常な作業が困難な者 ・妊娠中又は産後1年を経過していない女性、年少者 ・必要な資格を有していない者		○		

No	項目	取組内容	必要書類	現地 検査	適合性 (適合・不適合・該当外)	コメント
50	機械器具等の適正な使用	<ul style="list-style-type: none"> ・機械等の取扱説明書を熟読し、すぐに取り出せる場所に保管している。 ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際には、エンジンを停止し、昇降部落下防止装置を固定している。 ・乗用型トラクター使用時には、シートベルトを装着し、移動時には左右ブレーキを連結している。 ・脚立を使用するときには、固定金具を確実にロックしている。 		○		
51	機械器具等の点検	機械器具の安全装置等を使用前に点検し、異常がある場合には調整又は修理している。また、使用後にも整備し、適切に保管している。		○		
52	保険	万一の事故に備え、労災保険や傷害共済等の保険に加入している。		○		
53	緊急時連絡先	ケガや農薬事故等に備え、病院等の緊急時の連絡先を目立つ場所に表示するなど、作業者に分かるようにしている(農薬事故は、日本中毒情報センター029-852-9999)。	緊急時連絡先を掲示			
54	ケガの備え	ケガに備え、ほ場や出荷調製施設等に、清潔な水と救急箱を備えている(又は持参している)。		○		
管理全般						
55	ほ場の識別	全てのほ場(ハウスや温室を含む)や調製保管施設等を識別できる台帳(又は地図)がある。	ほ場の地図や台帳			
56	資材等の購入記録	(肥料や農薬等の資材管理状況の確認) 肥料、農薬、種子、苗、堆肥、土壌改良資材等の購入伝票等を保存している。		○		
57	出荷の記録	(食品衛生法に対応) 出荷(販売)の際に以下の項目を記録している。 ・品名 ・出荷先の名称及び所在地 ・出荷年月日 ・出荷量 ・残留農薬や微生物等の検査を実施した場合は、その記録	出荷の記録			
58	記録の保存	・農産物の出荷に関する記録を1～3年間保存している(米の場合は、3年間)。 ・出荷に関する以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存してい+C86る。	出荷の記録			

(別紙 2)

○推進構成メンバー

- ・ 県域推進体制（各担当）
 県農政部農政課、農村振興課、経済流通課、経営技術課、生産振興課
 J A 栃木中央会、J A 全農とちぎ、（一社）とちぎマーケティング協会等
- ・ 地域推進体制（各担当）
 県農業振興事務所、市町、J A、市場や直売所等出荷先 等

○推進体制メンバー及び対象別の役割

組織名	推進対象
	J A いちご部会、市場・直売所個別出荷者等
県域推進体制	
経営技術課	プロジェクト事務局、プロジェクト進捗管理 検査者の研修、農薬の適正使用に関する啓発活動 個別出荷者の現地調査
農政課	県産いちごの安全・安心の取組の PR
農村振興課	県内直売所運営主体等へ農薬の適正使用による安全・安心対策を啓発
経済流通課（一社 とちぎ農産物マー ケティング協会）	県内市場開設者等へ農薬の適正使用による安全・安心対策を啓発
生産振興課	J A いちご部会へ農薬の適正使用による安全・安心対策を啓発 観光いちご園への農薬の適正使用による安全・安心対策を啓発、研修実施
J A 栃木中央会	J A 進捗管理・事務統括 J A 支援、現地調査
J A 全農とちぎ	J A 支援、現地調査
地域推進体制	
農業振興事務所	J A いちご部会事務局・生産者への指導・支援・現地調査 いちご部会生産者への検査 個別出荷者への指導、検査
J A	いちご部会生産者指導・支援
J A 栃木中央会 J A 全農とちぎ	J A 支援（地区担当等）
市町	J A、農業振興事務所に対する支援等
市場・直売所出荷 先等	各生産者に対する支援

※農薬の適正使用等の指導は、別途、農業総合研究センターにおいて指導等を実施

(様式第 1 号)

指導実施記録書

指導実施者名： _____

(JA いちご部会名) 生産者名	日付	指導を実施した検査シート項目 No	指導完了日 ※
例) ○○部会 ○○ ○○	R1. ○. ○	項目 No. 1 ~ 3 8	未
同上	R1. ○. ○	項目 No. 3 9 ~ 5 8	R1. ○. ○

※ 当該生産者に対して、全ての項目の指導が完了した場合に、完了日を記入する。

(様式第 3 - 1 号)

第 号
年 月 日

J A 栃木中央会又は農業振興事務所（J A 生産者の場合）様
経営技術課（個別出荷者の場合）様

〇〇農業協同組合（J A 生産者の場合）
〇〇農業振興事務所（個別出荷者の場合）

検査対象者報告書

このことについて、栃木いちご生産工程確認徹底運動推進要領の第 8 条に基づき、検査対象者を報告します。

No.	部会名	代表者 役職	代表者 氏名	郵便 番号	住所	電話 番号	部会 人数	検査 人数	検査 結果	備考

(注) 検査人数及び検査結果の欄は記入しないこと

(様式第 3 - 2 号)

第 号
年 月 日

経営技術課長 様

栃木県農業協同組合中央会 (JA生産者の場合)

〇〇農業振興事務所 (個別出荷者の場合)

検査実施結果報告書

このことについて、栃木いちご生産工程確認徹底運動推進要領の第 8 条に基づき、検査実施結果を報告します。

No.	部会名	代表者 役職	代表者 氏名	郵便 番号	住所	電話 番号	部会 人数	検査 人数	検査 結果	備考

(注) 事故に発展しうる逸脱した不適合内容を指導した場合、検査実施報告書 (様式第 2 号) を添付すること